平成２５年（フ）第４１２号
和歌山市吹上１丁目２番14―703号　スカイパレス真砂
債務者　前田　定夫
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１４５号
山口県防府市華城中央１丁目３番11号　コーポしらい202号
債務者　石川　美子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３４６号
岩手県久慈市長内町第23地割52番地20　萬代寺貸家Ａ棟
債務者　熊谷　龍也
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１３５号
群馬県太田市宝町191番地　宝泉県営住宅Ｂ―43号、前住所群馬県太田市成塚町150番地86　成塚市営住宅５―23号
債務者　新島　美紀
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１１３号
新潟県阿賀野市稲荷町８番16号
債務者　前田　幸浩
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１１４号
新潟県阿賀野市稲荷町８番16号
債務者　前田　俊子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１０１号
新潟県上越市東雲町２丁目11番26号
債務者　高橋　智彦
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１０４号
新潟県上越市大字下名柄97番地１
債務者　白滝　一尋
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１０８号
新潟県糸魚川市大字竹ケ花123番地１
債務者　古澤きよ子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１０９号
新潟県上越市藤巻７番41号グロースフェルトＡ104号
債務者　山岸　伸一
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第４５４３号
大阪市阿倍野区阪南町４丁目２番29号　ＮＥＯＳ201号
債務者　鳥井　洋介
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９００号
大阪府高槻市牧田町３番８―403号
債務者　サニヤンこと　林　　義勝
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０８４号
大阪府高槻市牧田町14番99―506号
債務者　石塚久美子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１１１号
大阪市住吉区南住吉４丁目２番19号　エスペランサ・ヨシ107号
債務者　浦野　和広
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１６９号
大阪府東大阪市吉田本町１丁目７番８号　第２高山ハイツ606号
債務者　森本　博美
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１９８号
大阪府門真市大倉町19番19号
債務者　サンコーオート綜合保険事務所こと
中村　徳治
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１９９号
大阪府門真市大倉町19番19号
債務者　中村　栄子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部